

綾瀬市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止するため、公共下水道事業計画の区域外において、既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置替えをする者に対し、予算の範囲内において綾瀬市合併処理浄化槽設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年9月1日綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 処理対象人員10人以下のし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽をいう。）で、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の23第1項に基づき策定される事業計画における予定処理区域以外に設置するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽等 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽又はくみ取式便槽をいう。
- (3) 本体設置費 合併処理浄化槽本体費及び本体設置に係る工事費をいう。
- (4) 付帯工事費 既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置替え（水回りのリフォームと併せて実施する場合にも対象とする）に係る本体の工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事）をいう。
- (5) 撤去工事費 既存単独処理浄化槽等の撤去に係る工事費（合併処理浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）をいう。
- (6) 再利用工事費 既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換により使用を廃止する単独処理浄化槽について洗浄・消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じて雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事費をいう。

(施設基準)

第3条 合併処理浄化槽は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、放流水のBOD日間平均値1リットル当たり20ミリグラム以下の機能及び浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号）に定める構造を有するものでなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる設置者は、住宅（建築物の用途別の尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）の表に規定する住宅。）に、既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置替えをする者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出の受理書の交付を受けた者
- (2) 住宅の新築、増築、建替等による建築確認を伴わない合併処理浄化槽の設置をする者
- (3) 販売する目的で住宅を所有する者以外の者
- (4) 浄化槽法第21条第1項に基づく県知事の登録を受けている者（同法第33条第3項の規定による県知事への届出を行っている者を含む。）に工事を行わせる者
- (5) 申請した日の属する年度内に市の実施する完成検査を受検することができる者
- (6) 市税の滞納がない者
- (7) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年度綾瀬市条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
- (8) 合併処理浄化槽を設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きょで接続し、使用を開始できる者
- (9) 設置した合併処理浄化槽を7年以上適正に維持管理できる者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する本体設置費、付帯工事費及び撤去工事費とし、それぞれ別表に記載された金額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合併処理

浄化槽の設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式）に、事業計画書その他関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

（補助事業の認定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の可否を決定し、合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に対し通知するものとする。

2 申請者は、前項の補助金交付決定通知を受ける前に補助事業に着手してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りではない。

（事業実績の報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、合併処理浄化槽の設置が完了した日から起算して30日以内又は同日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置補助事業実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条に規定する事業実績の報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し、現地調査後、補助金を交付すべきものと認めたときは、合併処理浄化槽設置補助金額確定通知書（第4号様式）により、補助金の額を決定するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置補助金交付請求書（第5号様式）による請求により、補助金を交付するものとする

（維持管理等）

第11条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けた合併処理浄化槽（付帯工事費の対象となった設備を含む。以下同じ。）の適正な維持管理に努めなければならない。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（合併処理浄化槽設置補助金収支決算書（第6号様式））を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計

年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（委任）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象	整備する合併処理 浄化槽の規模	補助金額
本体設置費	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
付帯工事費	—	300,000円
撤去工事費 (単独処理浄化槽)	—	120,000円
撤去工事費 (くみ取式便槽)	—	90,000円
再利用工事費 (単独処理浄化槽)	—	90,000円

第1号様式（第6条関係）

合併処理浄化槽設置補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

生年月 日 年 月 日生

合併浄化槽設置補助金の交付を受けたいので、綾瀬市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

なお、資格要件に関する審査に当たり、市税（延滞金を含む。）の納付状況を確認するために関係部署に調査確認すること、暴力団員でないことを確認するために本様式に記載された情報を神奈川警察本部に照会すること、その他必要に応じて本様式に記載された情報及び添付書類の情報を関係機関に照会することについて同意します。

事業（事務）の名称	合併処理浄化槽整備事業		
設置場 所	綾瀬市		
申請金 額	円		
事業効 果	雑排水をし尿と併せて処理し、放流水の水質（BOD）を20ppmとするため河川の水質汚濁負荷の軽減になる。		
着手予定年月日	年	月	日
完成予定年月日	年	月	日
使用開始予定年月日	年	月	日
転換区 分	☐ 単独処理浄化槽から ☐ くみ取式便槽から		
事業 費	本体設置費	円	
	付帯工事費	円	
	撤去工事費	円	
	再利用工事費	円	
	その他経費	円	

第2号様式（第7条関係）

合併処理浄化槽設置補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました合併処理浄化槽設置補助金の交付については、綾瀬市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決定区 分	合併処理浄化槽整備事業	
設置場 所	綾瀬市	
補助金 額	本体設置費	円
	付帯工事費	円
	撤去工事費	円
	再利用工事費	円
	合 計	円
交付しない理由		
備 考		

第3号様式（第8条関係）

合併処理浄化槽設置補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

設置者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業の実績を綾瀬市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

補助事業等の名称	合併処理浄化槽整備事業		
設置場 所	綾瀬市		
補助金の名称	綾瀬市合併処理浄化槽設置補助金		
事業 費	円		
事業費内 訳	本体設置費	円	
	付帯工事費	円	
	撤去工事費	円	
	再利用工事費	円	
	その他経費	円	
補助金 額	円		
着手年月 日	年	月	日
完成年月 日	年	月	日
添付書 類	☐ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し ☐ 浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質検査における検査依頼書及び法定検査手数料払込受領証の写し ☐ 工事費に係る請求書又は領収書の写し ☐ 施工写真 ☐ その他市長が必要と認めた書類 （ ）		

第4号様式（第9条関係）

合併処理浄化槽設置補助金額確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



次のとおり合併処理浄化槽設置補助金の額が確定したので通知します。

決定区分	合併処理浄化槽整備事業
設置場所	綾瀬市
交付申請額	円
交付決定額	円
備考	

合併処理浄化槽設置補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

設置者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

年 月 日付で補助金の額の確定通知のあった綾瀬市合併処理浄化槽設置補助金について、綾瀬市合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

補助事業等の名称	合併処理浄化槽整備事業			
補助金の名称	綾瀬市合併処理浄化槽設置補助金			
補助金の交付決定額	円			
請求金額	円			
添付書類	合併処理浄化槽設置補助金額確定通知書の写し			
口座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関名			
	金融機関コード		支店名	
	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	

第6号様式（第12条関係）

合併処理浄化槽設置補助金収支決算書

年 月 日

1 収入の部

単位：円

科 目	予算額	決算額	説 明
補助金額			
自己資金額			
合 計			

2 支出の部

単位：円

科 目	予算額	決算額	説 明
本体設置費			合併処理浄化槽本体費
			本体設置工事費
付帯工事費			ます設置工事費
			宅内配管工事費（補助金対象）
			宅内配管工事費（補助金対象外）
撤去工事費			
再利用工事費			
その他経費			
合 計			

※本書類及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存すること。